

「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン（仮称）（案）」 に関するパブリックコメントの募集について

令和3年5月に成立した「海事産業強化法」により内航海運業法をはじめとする関係法令が改正され、令和4年4月から施行されます。この法改正により、船員の働き方改革、内航海運における取引環境改善及び生産性向上のための各種制度が盛り込まれました。国土交通省ではこれらを実効性のあるものにするため、今般、内航海運業者と荷主がそれぞれ遵守すべき事項とともに望ましい協力のあり方等をガイドラインとして策定することを検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象
内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン（仮称）（案）
2. 資料入手方法
電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、国土交通省海事局内航課において資料を配布します。
3. 意見募集期間
令和4年2月28日（月）から令和4年3月11日（金）まで（必着）
4. 意見の提出先・提出方法
意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。
なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。
 - ①電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）
電子メールアドレス：hqt-naiko@mlit.go.jp
 - ②郵送の場合
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省海事局内航課意見募集担当あて
5. 留意事項
氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
6. お問い合わせ先
国土交通省海事局内航課意見募集担当
電話番号03-5253-8627

(意見提出様式)

国土交通省海事局内航課 意見募集担当 あて

「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン（仮称）（案）」に対する意見

1. 氏 名

2. 住 所

3. 電話番号

4. 電子メールアドレス

5. 意 見

(該当箇所)

(意 見)